

令和元年第2回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和元年6月20日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	陳情第7号	2020年度地方財政の拡充・強化を求める陳情 （陳情審査報告）
日程第 3	陳情第8号	2019年度北海道最低賃金改正等に関する陳情 （陳情審査報告）
日程第 4	陳情第9号	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と 就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・ 「30人以下学級」の実現に向けた陳情（陳情審 査報告）
日程第 5	陳情第10号	「介護従事者の処遇改善を求める」意見書につい ての陳情（陳情審査報告）
日程第 6		一般質問
日程第 7	意見書案第2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書
日程第 8	意見書案第3号	2020年度地方財政の充実・強化を求める意見 書
日程第 9	意見書案第4号	2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見 書
日程第10	意見書案第5号	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と 就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・ 「30人以下学級」の実現に向けた意見書
日程第11	意見書案第6号	介護従事者の処遇改善を求める意見書
日程第12		議員の派遣
日程第13		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 （議会運営委員会及び各常任委員会）
日程第14		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番 石田 貢 君 2番 小笠原 茂 人 君

3番	坂口尚示君	4番	岩井明君
5番	杉野好行君	6番	大崎英樹君
7番	大谷友則君	8番	中村純也君
9番	藤田博規君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口孝君	
副町	長	菅原裕一君	
教	育	長	山本芳博君
農業委員会	会長代理	遠藤秀徳君	
総務課	長	下重博光君	
企画課	長	山田良則君	
住民課	長	佐藤則仁君	
福祉課	長	千葉孝二君	
子育て支援所	長	廣澤行位君	
産業課	長	神義宏君	
商工観光課	長	岩城光洋君	
施設課	長	越谷光裕君	
会計管理者		熊谷雅美君	
農委事務局	長	渡辺良英君	
教委教育課	長	二村比呂志君	
消防署	長	波多野明君	

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局	長	中川直幸君
庶務係	長	沢崎真司君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番杉野好行議員及び6番大崎英樹議員を指名します。

◎ 陳情第7号

- 藤田議長 日程第2 陳情第7号2020年度地方財政の充実・強化を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小笠原総務文教常任委員長。

- 小笠原総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

- 1、陳情受理番号。陳情第7号。
- 2、付託年月日。令和元年6月10日。
- 3、件名。2020年度地方財政の充実・強化を求める陳情。
- 4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。今日、地方自治体の果たす役割は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護など社会保障への対応、地域交通の維持、さらに人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行、大規模災害を想定した防災・減災対策の実施など、新たな政策課題への対応により、ますます重要となっている。このため、生活に密着した公共サービスの確保と地域経済の活性化が求められる中、地方財政予算の安定確保は必要であることから願意妥当としたものである。

以上。

- 藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第7号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第8号

●藤田議長 日程第3 陳情第8号2019年度北海道最低賃金改正等に関する陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

坂口産業厚生常任委員長。

●坂口産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第8号。

2、付託年月日。令和元年6月10日。

3、件名。2019年度北海道最低賃金改正等に関する陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。雇用労働者のうち非正規労働者が占める割合が高い北海道においては、地域経済の底上げや社会保障制度の維持・充実のためにも賃金体系改善は喫緊の課題である。また、北海道最低賃金は依然として地域別最低賃金の全国平均を下回る状況にあり、北海道地方最低賃金審議会の答申書に表記されている目標水準への引き上げが実現できていない現状から願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第8号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第9号

●藤田議長 日程第4 陳情第9号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小笠原総務文教常任委員長。

●小笠原総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第9号。

2、付託年月日。令和元年6月10日。

3、件名。「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。教育の機会均等・教育水準の最低保障を担保するため、義務教育費国庫負担制度の堅持や義務教育費国庫負担金負担率の復元、保護者負担の解消、30人以下学級の実現、さらには地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進に係る予算の確保・充実は、未来を担う子どもたちを教育するうえで重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第9号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第10号

●藤田議長 日程第5 陳情第10号「介護従事者の処遇改善を求める」意見書についての陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

坂口産業厚生常任委員長。

●坂口産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第10号。

2、付託年月日。令和元年6月10日。

3、件名。「介護従事者の処遇改善を求める」意見書についての陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。今日、高齢者の生活を支える介護現場では、深刻な人手不足が進んでいる。ことし4月に全国労働組合総連合が発表した介護労働実態調査報告では、介護現場に勤務する労働者の高齢化が進んでいる実態や「1人夜勤」「16時間夜勤」などの過酷な勤務状況、さらには訪問系職員の非正規雇用の常態化、全産業との賃金格差などの勤務実態が明らかになった。ついては、超高齢化社会を迎えるにあたり、地域における介護現場の人材確保を図るため、介護職員の処遇改善は喫緊の課題であり、地域に密着した介護サービスを維持するうえからも必要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第10号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 一般質問

●藤田議長 日程第6 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 初日の第2回定例議会行政報告において、町長よりスーパーアグリ
の存続について「町民への影響を最小限に抑えるためにも、今後、早急な店舗再開
に向けて検討を進めてまいります」との報告がございましたが、それより先に一般質
問を準備しておりましたので、本日は、茂岩市街地スーパー閉店後の対策と新たな振
興策のみに集中して質問をさせていただきます。

ことし6月29日をもって、茂岩市街中心部において長年経営されていたスーパー
が閉店することになりましたが、今後、町行政の対応とその対策について、市街地活
性化の視点から、次の4点についてお伺いいたします。

まず最初の質問として、スーパー閉店後の高齢者など買い物弱者対策について、町
長にお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

このことにつきましては、御質問のとおり過去にも何回か説明をしてきたところ
あります。特に、我が町のスーパーの閉店につきましては、町民、特に高齢者が日々
必要とする食品や生活用品などの購入が大変困難になることから、緊急かつ重大な問

題であり、重く受けとめているところであります。

現在、それぞれ各担当課、各関係機関と具体的な支援策について協議、検討してきております。町民が安心して暮らせるよう、今後も努めてまいりますけれども、現在のところではまだ営業中でありますので、行政としても営業されている方の御意見等を聞きながら対策を考えていかなければならないと思っております。また、福祉の観点から申し上げましても、行政が何としてもできるだけ支援をしていかなければ商店を守ることができないというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長より答弁をいただきました。

町長も先ほど言うておられましたけれども、実は私は過去2度にわたり、この茂岩市街中心街のスーパーの行く末についてそれぞれ質問をさせていただいております。町長も覚えていることと存じますが、1度目は平成28年3月10日の定例議会、2度目は昨年6月24日の定例議会の一般質問のときでございますが、私にとって、この問題は何としてでも終えんにできない、また議員として何とか町民の付託に応えたいという強い思いがございますので、何度でも質問させていただきたいと思っております。

町といたしましても、関係機関、経営者側との事の行方を見守りながら、何らかの支援体制を構築すべきと考慮されていたことについては理解するところでありますが、当初、ことし2月末日をもってスーパーが閉店する予定であったはずが3月末の予定になり、さらには6月末日に延期になったにもかかわらず、結局は閉店になるということであります。

理由は新聞等で報道されているとおりであります。この間、何らかの形で店舗の継続はあるだろうと期待していた町民にとっては、すっかり期待外れとなって、最大の影響として食品や生活必需品を購入できる店舗が限られ、高齢者を中心に買い物弱者や難民が発生しかねないといったところであります。

先ほど、町長が答弁されたとおり、一刻も早い対策、対応を町民は待ち望んでいるところであろうかと思えます。いずれにいたしましても、町長が答弁されたとおり、まだ店舗は継続中でありますし、その後のことについても大変心配するところではありますけれども、このことについて何とか町民の付託に応えられるように結果を残していただけるよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

答弁は要りません。

次の質問ですが、閉店後の土地、店舗を所有するJAとよころからどのような形でこれらの財産を引き受けるのか。また、その時期はいつごろか、伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在の土地、店舗につきましては、農業協同組合が所有しておりますが、6月10日にも行政報告等でも申し上げましたが、このたび文書をもって土地、店舗についての無償で寄附をしたいという文書が届きました。私としても大変ありがたいことであり、これらの建物については農協から譲り受けた後、私ども、できるだけ現在の店舗を維持しながら、また2階にありますレストランにつきましても、今までどおり引き続き利用していただく。ただ、下の店舗につきましては、これからそれぞれ現状の店舗と同じような形の店舗を置くには多少店舗についても改善等が必要でありますので、ある程度議会の了解を得ながら予算措置して、次の入る方が決まれば早急に店を改築したいというふうに考えているところであります。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長より答弁をいただきました。

ことし5月21日、JAとよころは、通常総会において令和元年の事業計画を発案し、その中の固定資産の処分について現協同商事のある店舗、茂岩店舗一式の処分計画を上程し、総会において可決、決定いたしました。

JA組合員は、事業計画の予算の内容にてJA側と現店舗を町に無償譲渡するとの考えを知ったわけでございますけれども、ここで、先ほど町長が答弁しておりましたけれども、現店舗の2階には営業を継続している食堂もあることから、今後、あの食堂はJAと契約していたわけですから、今後、いわゆる事業継続に当たって、町と新たな契約が必要となるというふうに私は考えるわけでございますけれども、期間を休業せずとも営業できるような形に持っていかれるつもりなのかどうかお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、農協からそういう形で文書をいただきましたので、早急に下の店舗があき次第、登記等をさせていただいて、所有権を本町のほうに移し、その後上のほうのレストランともまた再契約いたしますけれども、下のお店が入る条件等々もありますので、十分均衡のとれた条件で引き続き御商売をしていただきたいと思いますというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長より答弁をいただきました。

店舗の2階の食堂については、町内唯一のレストラン、また仕出し部門ということでございます。いろいろと町民の利用度も高いようでございますので、今後の営業の

支障のないように対策をお願いしたいというふうに思っております。

次の質問でございますが、三つ目の質問です。

J Aとよころから引き受けたスーパー店舗を、町はどのような条件で新たな店舗事業を誘致しようとしているのか伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 農協からは無償で寄附をいただきましたけれども、条件等については、できるだけ町の活性化のために使っていただきたいという条件ですので、私どももそういう考えで店舗の寄附を受けたわけであります。

今後は、今言ったとおり、どういう方がどういう事情で入るかわかりませんが、できるだけ入る方が決まりましたら、それらと十分協議をしながら、いずれにいたしましても、今の店舗の中は相当水回り等も傷んでおりますので、そういったものはある程度改修しながら、先ほど言った店舗をある程度改修しながら、新しい業者を見つけるために努力していかなければならないと思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 店舗事業を誘致しようという状況についてお聞きしたわけですが、まだ先のことについてはなかなか答弁としてはできないかというふうに思っております。

十勝管内においては、特にスーパーの店舗やJ Aの店舗の空き店舗利用や活用の方法については、どの町村も苦慮されているのが事実でございます。我が町も人口が3,000人強の町になってしまいましたから、今後、町なかでの店舗事業の展開においては、経営者のスタンスや手腕が問われるところでもあります。

町外部からの出店希望者、商店経営者の外部雇用など、何とか生鮮食料品を扱える店舗の誘致を成功させるべく、また町長が努力されているように、私も政策にて発言をさせていただきたいというふうに思っております。

四つ目の次の質問でございますが、茂岩市街地のスーパー閉店を機に新たな振興策を関係機関とまとめる考えはないのか、町長に伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 茂岩市街の商店街につきましては、今大変後継者の厳しい商業者もおります。今後それぞれの商業者の事業承継につきましては、何らかの対策を講じていく必要がございますけれども、あくまでも店舗そのものについては自己的な判断で商売されておりますので、行政ができるだけ関与することについては、私は好ましくないと思っております。ただ、このままでは店舗の数も減りますので、これからも商工会と十分協議、連絡をとりながら進めたいというふうに思っております。

また、商店街の利用促進のために、御案内のとおりコミュニティバス等々も出しておりますし、また患者輸送のバスも買い物も利用できるようPRをし、さらにはプレミアム付商品券の事業も行っておりますので、行政としてすることについては、積極的に参加していきたいというふうに思っております。

また、商店の誘致の問題でございますけれども、それぞれ組織づくりをして協力をしていただいておりますし、商工会のほうでも真剣に商店を守ろうとする気持ちがすごく私どもに訴えられてきております。議員各位におかれましても、それぞれいい情報がありましたら私どもに提供していただき、ともに町を守るのに協力していただきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 閉店を機に新たな振興策といいますけれども、なかなか一筋縄ではいかないものだなというふうに思っております。例えば、先ほど町長が言っておられました、町のプレミアム商品券でございますけれども、やはりスーパーアグリが今まで展開されていた状況の中で、これから7月から8月に向けてはお中元商戦という形になるかと思っておりますけれども、6月で店舗を閉められるということになると、そこで使われる商品券については、やはり去年のような枠の状況ではないのではないかなというふうに思っております。

この間、我が町商品券が発行されましたから、売れ行きについてはどういう状況かは私把握しておりませんが、去年よりは厳しいのではないかなというふうに思っております。やはりそこにスーパーが1店あるとないとでは、雲泥の差があるのかと思います。

私、この4番目の質問で三つほどお聞きしようとしたものがあるわけなのですが、一つは町営で店舗事業を組織する考えはないのかということでございますけれども、先ほど来、町長がやはり町営でということになると厳しいという状況の説明をされておりました。

二つの質問に答えていただきたいのですが、まず一つは、町内での経営者を模索する考えは今後あるのかということと、それと、例えば、町がJAの店舗を譲渡されたとして、移動販売を主とした町外の民間企業に店舗の売り場を提供させる考えはないのかどうか、町長に伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今一つの店舗を守ろうとして行政も頑張っておりますけれども、行政は御存じのとおり限られた範囲内でしか協力できない。皆さんから預かっている税金等をそちらのほうに投入するにも限度がありますし、行政が店を持ってやるということ

は非常に第三セクター的な分野に入るかもしれませんが、非常に将来にわたって、そこで働く方々の生活を守ることになると、なかなか思うようにはいかないのではないかとこのように思っております。

また、商工会のほうもそれぞれ努力をしておりますけれども、それにも限度ありますし、今回も地元で希望の方がありましたけれども、やはりいろいろ資金調達等もあります。大変私どもは品物を店で売ればよいというような考えを持っておりますけれども、店を出すには我が町の場合でしたら、少なくとも数千万円のお金を必要として、それが銀行に置いておかなければ資金が回らないということで、なかなかそういう大金の融通を右から左に出せるような方々が見つからないのも現状であります。

これからもいろいろな意味でそういった形で総合的に判断し、商工会、また関係機関とも協議しながら、できるだけ店舗のあいている時間が少なく、次の店舗が入るように努力したいというふうに思っております。

また、今言われました、閉店の間、一時的に店を誰かに貸してあげたり、それから車で回っている方を一時的にそこに時間的にとめて商売をするなどの意見も出ておりますし、できるだけ最小限の日用品を置けるような形でも考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 町長も大変苦心されておられる中で、やはり生食品、または生活必需品の部分につきましては、取り扱う店舗等が、いわゆる経営者がカリスマ的な経営者でないと非常に我が町においての商売展開は難しいのかなというふうに思っております。

だけれども、スーパーがまず一つなくなるということは物すごい影響力がございまして、例えば我が町に移住定住を希望する方がいるとして、やはりそこにお店が何件あるのかとか、コンビニが1件しかないとかという部分については、非常にやはり移住定住する方にとっては、まず重要な部分になるのではないかなというふうにも思います。また、町の総合計画にも買い物店舗の有無は重要な問題と捉えていますので、今後何とか良好な展開が行われますよう期待するものであります。

町長も先ほど議員のほうからも何かいい情報、条件があったらということもありますので、私もその分については触れたいわけがございまして、何分にも従順な農業者ということもございまして、余り商業者の友達がいないということもあって、非常にその分についてはちょっと協力性が欠ける部分もございまして、ここの部分については、いろいろな提案事項でもってひとつ町長に申し上げたいなというふうに思っております。

今後、町民のために、またそれぞれ買い物弱者のために、少しでも早く何とか店舗展開ができるよう御尽力されるよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、私の質問を終了させていただきます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 店舗につきましては、これからも関係団体と十分協議をしていきますけれども、私から申し上げるまでもなく、うちの町の形態はどうしても大きな川に阻まれて片方は隣の町の地域と近い、もう一方もまた隣の町の地域と近いために非常に買い物しやすいながら商売する方にとっては非常に厳しい。町民にとっては店があるかないかといえば、あるほうがいいのですけれども、店を守ることについては本当に各商店とも頑張っておりますので、できるだけ地元の方は地元で買い物をしていただきたいのが本音であります。

今後とも、今御指摘あったとおり、できるだけ買い物難民にならないように努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 終わります。

●藤田議長 次に進みます。

通告順番2、1番石田貢議員。

●1番石田議員 議長から、ただいま発言の許可がありましたので、私から1項目について質問をさせていただきます。

豊頃町史の追補版の発刊についての考え方についてお伺いします。

豊頃町史の発刊は、郷土の過去を知る上でかけがえのない貴重な資料を収集し、過去のたくましい開拓の偉業を後世に伝えるために、昭和46年2月に編さん、発刊されました。以後、昭和62年3月に追補版が発刊、平成22年3月には追補版Ⅱ巻が発刊され、その後10年が経過しようとしております。追補版Ⅲ巻の発刊についてどのように考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

町史の追補につきましては、昭和60年から平成19年まで約23年間の本町の歴史を記述し発刊してきております。この追補につきましては、年月の経過とともに失われていく資料や記憶を整理整頓して記録するとともに、石田議員がおっしゃるとおり、将来、本格的な町史編さんする際に橋渡しとしての役目もしている意味があるわけでありませぬ。

御質問の追補の3番目につきましては、時期は定めておりませんが、社会情

勢やそのときの首長、または町の記念する年なども左右されるかなというふうに私は思っております。

したがいまして、なかなか現代はまだ平穩に町が進んでおりますので、大きな変化もなく、私は、例えばこれから10年ごとに町の歩みとして小冊子などを作成して、10年間の記録などを町民向けに発刊することも考えているわけでありまして。追補はいろいろな条件を踏まえて、今後、適切な形で発刊できるように今から担当課のほうで準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 ただいま町長からできれば10年ごとに小冊子のようなものを発刊したいというお考えをいただきました。それも一つの方法だと思います。

昭和46年の豊頃町史の初刊に当たりましては、編さん委員会及び編集委員会が昭和41年に設置され、昭和44年までの過去90年間分を5カ年かけて編さんされたものです。編さん委員と貴重な資料を提供していただいた多くの方々なくして成し遂げられないものでありました。

昭和62年発刊の追補版のときは、2年前の昭和60年に編さん委員会が設置され、2カ年かけて前町史を受け継ぐ橋渡しとして、昭和45年から59年までの14年間分が編さんされ、原稿執筆は業者に委託されました。平成22年発刊の追補版Ⅱ巻のときも、2年前の平成20年に編さん委員会が設置され、このときも2カ年かけて昭和60年から平成19年まで23年間分が編さんされ、原稿執筆は業者に委託されております。

この追補版Ⅱ巻は、宮口町長が発刊されました。発刊時、町長は次代を担う子どもたちに豊頃の歴史を知らせ、郷土愛の心を育み、多くの人々に愛読され、未来を築くための糧となると言われております。

町史による町の行政、産業、社会、教育、文化及び観光などの沿革は、豊頃町の発展とあすへのまちづくりのためにも貴重な文献資料であります。その後の足取りを記録する次期追補版の作成に当たりましては、長期間を経て発刊するのではなく、記憶の新しい十数年ぐらいで発刊していくべきだと私は考えております。

現在は、各種資料のデータが保存されておりますので、10年ぐらいの資料収集は容易と考えますが、次期追補版は平成20年分から12年目を経過しようとしております。それでもこれから取りかかるとなると、最低2年間の編さん期間が必要となります。

本年5月1日から元号も令和に改元され新時代を迎えましたし、令和2年は開町140周年を迎えることとなりますが、これを機に今期中に追補版の発刊をする考えは

ないのか、いま一度お尋ねいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ただいま、石田議員が申し上げるとおり、町史については、そういったもろもろを含んで町の姿を記述するものであることにつきましては十分承知しております。

今、開町問題もありましたけれども、私も間もなく到来する開町百四十数年、どの辺がよろしいかわかりませんが、そういった開町記念日等にそういったものを発刊することがよろしいのではないかというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、年に一度はやっぱり委員会を開きながら、自分たちの持っているものを修正をしながら、いつでも発刊できるような考え方で内部でも事務を進めていかなければならないというふうに考えております。

今後、十分検討しながら、いつの年になるかはちょっと定かではありませんけれども、御指摘のとおり、しっかりと歴史を守っていききたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 以上で、私の質問を終わります。

●藤田議長 引き続き、一般質問を続けます。

通告順番3、6番大崎英樹議員。

●6番大崎議員 ことし4月1日から法務省入国管理局から格上げした出入国在留管理庁というものが発足していることは御承知のとおりだと思います。

このことについては、何を意味しているかということ、通告しましたタイトルの入管難民法の施行であります。簡単に申し上げますと、外国人の人材を日本国がどのような環境を整備して受け入れるかということではないかと思っております。したがって、これは国策でありますから、国の政策を各地域、地方自治体にどのようにそれらの運用を具現化するかということが主たる目的であります。

したがって、本町において、この入管難民法に基づく現状の外国人、これは複数の国の人材を含めてどのような実態になっているかを改めてお聞きしたいと思っております。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

このたび、4月ですけれども、施行されました新たな入管難民法に基づく受け入れについては、私どもの町については、御存じのとおり、本町には37名の外国人が在住しております、そのうち29名が酪農業に技能実習生として来ておられます。特

に、今回の新しく施行された法律については、私どもの町の外国人には法律が適用されないといいたいでしょうか、直接該当するものは見当たらないように伺っております。

特に、出入国管理及び難民法の認定ですけれども、通常略して、入管法と私どもは言っておりますけれども、そういった意味で、さらに御案内のとおり、私のところの酪農業に来ております方々は、それぞれの酪農家の方々が責任を持って、みずから面接をして、国内に来て実習生として頑張っているわけでありまして。これらの問題についても、行政としてもある程度の情報は的確ではないかもしれないですけれども把握しております。

今後とも増加が予定されるので、これからはそれぞれ各担当とも勉強されまして、適切な雇用管理や在留管理ができるよう、また生活環境の支援なども大切かと思っておりますので、そういうことについても力を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 実態の数については、今説明あった内容で理解はしてはしておりますが、これは本町の特異性ということで今まで推移したのだらうと思います。

今回の入管難民法については、大きく分けると第1次産業の農水省担当だけではございません。私の知る範囲では、厚労省、経産省、本来は4省あるのですが、本町についてはこの3省が該当するだらうというふうに将来像としては捉えていかなければならないのではないかなど。

ということは、今、町長の説明では、第1次産業の農業中心であります。難民法というのは、オールジャパンです。したがって、それらの関係省庁の中で、例えば本町では漁業もそうでしょう。それから、建設業もそうですね。それらについての幅が広がっていることの認識をしっかりと捉えなければいけないと思います。

それは何を言わんとしているかということ、人材不足ということの大命題があるからです。農業は当然ですが、今、最初の本町における商工関係の質問についても、やはり人材不足というものがそこに当然含まれているだらうというふうに考えます。

したがって、今後における本町の人材不足、あわせて人口増を模索するというのであれば、そのような考え方を進めていかなければならないと私は理解しますが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今回の法律の改正については、ほとんどが在留資格制度の延長の部分だけだというふうに認識しております。今おっしゃる難民法については、また別な法律、法律のタイトルは同じですけれども、難民になると法的に難民の根拠、難民の定

義がございますので、本町については、難民だけについて問題にすることはないと思います。

ただ、今言われた中には、私もそんなに勉強を深くしておりませんが、農業であろうと漁業であろうと、いろいろな職種が業種ごとに分かれ、そしてさらにそれを細かく何号、何号、何号で定めておりますが、今おっしゃるとおり、いずれは外国人が本町にもいろいろな形でいろいろな仕事で入ってくることは想定されます。

そういうことですので、今後どこの担当かは別として、そういった認識も十分持ちながら、さらにまた組織も北海道で組織が新しくできますので、そういった組織に加入しながら、職員が勉強していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 非常にただいまの説明では幅が狭いというふうに私は捉えてしまいますが、それはなぜかという、難民法というのは、これは何も虚偽の話ではありません。例えば、国が定めている内容については、先ほどちょっと触れましたが、厚労省や国交省や農水省、これが全体像として人口増を、あるいは人手不足を解消しようという政策でありますから、これについては自治体にお任せするという方針まで出ています。各地域、各行政、自治体に細かい内容はお任せしますよという、もうおふれが出ています。ですから、将来的に国が何かをつくってどうだではなくて、もうスタートしているのです。ですから、そういう捉え方をしていけないと、本町の実態を農業だけや、そのみにこだわるということ、私はやはり今後の政策を推進していくためには少し努力をいただきたいと、こういうふうに思います。

したがって、それらについての考え方から、今、町長は実習生という3年、ましてや、あとプラス2年で5年のことしかこだわっておりません。今回の政策は、技能1号、技能2号という、これはもう少し条件が緩和されています。ましてや、もう一つは高度専門職というのもプラスされています。ですから、高度専門職は無期限ですよ。豊頃町にもし御縁があれば、地元の女性と、あるいは男性と家庭を持たれた場合には、永久にそれらについては就労できるというふうに私は理解しております。ですから、実習生というのは一番の今までの実態です。豊頃は、技能1号と技能2号というものも、これは豊頃町も受け入れる枠は十分あるわけです。それに最後の4番目です。高度専門職人材です。これは、高度ですから非常に高学経験者でないといけないとか、そういう資格を持たなければいけないような要素も含まれているように私は理解していますから、そうしますと、先ほど話をした本町の人口増にもプラスするし、業種の手不足も徐々に解消していく、あるいは将来的に望まれるとか、期待のできる制度だというふうに捉えていけると、それらについての窓口は地方自治

体にお任せしますよと言っていますから、それらの考え方の認識を改めていただければいいかなと、こう思いますけれども、お考えはいかがですか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私、先ほど申しました私の町に入ってきている外国人は農業にかかわる者で、農業だけを取り上げてあげて言ったわけではありません。それから、今言っている難民というのは、難民の地位に関する条約と地域による議定書であって、ただ単に難民の方というのは、御存じのとおり、思想だとかいろいろな問題がその国であって、来るのですから、法律のタイトルでは難民とついておりますけれども、私の町では難民でなくて、俗に言う2号、法律で言う2号、2号と言っていますけれども、2番目に該当するもので、今言った今までの3年が5年に延長して拡大されるものにして、27種類あるうちの専門職からいろいろ単純労務からいろいろ。今、実習という形で入ってきておりますから、それなりの対応の形が異なると私は判断しております。

したがって、今後、本町に来られる方々は必ずどこかの法律に該当して入ってくるものだと私は解釈しております。そうでなければ、勝手に入ってこれるわけではありませんけれども、何か法律に基づく各号法というか、農業でも漁業でも工業でも商業でも入ってきますから、それらに来る形については、必ず雇用主がおりますから、雇用主と十分協議して本町に来ていただけるのであれば積極的にそういった異文化のお互いに交流を深めていきたいというふうに考えているところであります。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 全体の認識は、そんなに狂っていないのです。間違っていないと思います。ただ、今までのそういう外国人の入国については非常に緩和されて幅が広がりましたよという捉え方をすべきで、その中においての2番目にちょっと通告していますが、1項目の2なのですが、そういう方々の、今、町長から説明ありましたように、1次産業の農業者についての生活支援はどういう格好になっていますかということ、いかがですか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今現在、酪農家に入っている方については、住宅から何から全部雇用主が責任を持ってやっております。特に、関係者の話を聞きますと、行政に頼るよりも、直接私も雇用主が行って、面接をして、条件を確認して、戻ってきて、そしてまた、もちろん法律に基づくものですが、そういう形で、生活は雇用主、雇用主の事情によって異なりますけれども、ある程度の生活保障、さらに条件等はその雇用主によっては多小差があるというふうに聞いております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 確かにそのとおりです。今日までは各団体というか民間とか、そういう組織で受け入れを容認して、そして就労されています。そして、その事業主はそれなりの生活権を確保してあげています。それから生活給も保証されているというふうに理解はしています。

ただし、もう既に国では事業主にこういう求人票を出しています。これは見本です。ですから、こういう求人票を出すということは、豊頃町の、例えば建設業で人手不足のところ町や団体が窓口になって、これらについて条件を整えば、どうか外国人を採用してくれというような働きかけをしないと、次のステップは上がっていきません。

ですから、そういう意味から私は、冒頭から法律がどうであろうとできた以上は、これらについての運用をスピード感を持ってやるべきだというのが、私はちょっと行政として捉え方はいかがですかというところをお伺いしたいわけですね。

ですから、具体的に言うと、今、民間がやっている窓口が、国の政策がこれだけ縦割りできているのですから、豊頃町がイの一番に行政の窓口で入管外国人労働者を収容する窓口として運用する専門の窓口ができましたよということも打ち出してもいいのではないかなというぐらいの期待を持っていますが、それらについての考えは、町長いかがですか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私、今回のこの法律の改正は、あくまでも在留の期間が延びて緩和されたという法律しか解釈はしておりませんし、また、法律を読んでもそのように書いてあります。特に、町村会でもやっぱり外国人の受け入れ云々ということが持ち上がりましたけれども、最終的には今、各農業団体なら農業団体の方々が責任を持って雇用しておりますので、そこに行政が入ることは、私はいかがなものかなというふうに思っております。

ただ、働き手がいなくて大変で、外国の方々にそういった働きをお手伝いされる業種が農業以外にあれば、それはまた別な問題ですけれども、今の段階では、農業協同組合の中でそういった形でお互いに協力しながら、外国へ行って面接、さらに雇用条件等々で、なかなか今の段階では行政が積極的に参加して雇用促進する、いずれはそういう時代が来るかもしれませんけれども、本町については、今のところはまだ勉強不足というか、そういうほうがしっかりとしておりませんのが事実であります。

さらに今、北海道のほうでもこの6月から、そういった組織ができるというふうに聞いておりますので、今後はそういった組織が、全道的にですけれども、北海道の組織に入りまして、いろいろと状況などを確認しながら対応してまいりたいというふう

に考えております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 今後については、そういうような組織が新たに6月からできるという期待を持ちながら、積極的に豊頃町はということを手を挙げて進めていただきたいと思えます。

関連した内容で、現状の範囲内でそれではお話をお聞きしたいと思えますが、現在37名が本町に就労されている。29名が1次産業の酪農を中心としたものだという説明がありました。この方々の本町における個人個人の民間の組織でそれらについての管理運営をしているということですが、本町として、それを一つのきっかけとして、その方々が集まるようなそういう集会とか、あるいは催し物とか、そういうものが具体的にあれば、説明いただけますか。なければ、今後の考え方はどうあるべきかというところも説明をいただきたいと、このように思えます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、入ってきているのは、主にほとんど酪農家と、あと結婚された方がいらっしゃるんですけども、酪農家の方は、お互いに情報を提供しながら、情報交換しながら、同じ国から来ておりますから、それなりに余暇は楽しんでいるというふうに思っております。

町が中心になってそういう方を集めて、催し物というのは現在はしておりません。もちろん、それぞれの各酪農家でいろいろと余暇を楽しんだり、またお互いに情報交換しているというのは聞いたことがございますけれども、農業協同組合のほうではどのような形で対応しているかは承知しておりませんが、個人個人の事業主に聞きますと、そういう形で十分対応しているというふうに伺っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 現状の説明はそれでやむを得ないなというか、理解します。しかし、私はもう一步踏み込んでもらいたい期待感を持つのですが、そういうことを捉えているのであれば、多分外国人で、私の理解ではベトナムの方や中国の方だと思いますね。その方々の異文化というものも、私は非常にそういう意味では、海外へ行けばそういう経験はされるのでしょしょうが、少なくとも交流を持つことによって、それを一つのきっかけとして、豊頃町とサマーランドがやっているように、異文化のそういう経験と、それから育成というのですかね。それから、人と人とが交流することによってのそういう幅広い国際的というか、限定される国際になるかもしれませんが、そういうものも必要ではないかなと。外国人導入というものをいろいろな本町の異業種で

それらのきっかけになればなという期待をするのですが、そういう考えもあれば、お聞きしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在のところ、そういう条件が整っていないので、厳しい答えになると思いますけれども、あくまでも今、3年なら3年の実習生できておりますので、働いて、ある程度技術を習得して国へ帰る。当然、北海道の豊頃町では非常に条件よく異文化の交流が深まって楽しかったということで、今後そういうものがだんだん広がってきて、ぜひとも豊頃町に行きたいと、住みたいという方が出てくるかもしれませんけれども、今後、今、大崎議員が指摘されるように、一度そういう事業主というか雇用主とも十分協議しながら、町でできる範囲のことである程度対応できるのなら、そのような前向きな姿勢で取り組んでいきたいというふうに思っています。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 実は、この外国人導入についての質問は、過去に同僚議員がされています。そのときの議事録を拝見しますと、町長の説明、答弁内容が、「町としては今後も条件を整備して、そしてそれらに対する対応をして支援をしていこう」というようなことを6カ月前にされています。ですから、それについての行政の姿勢というものを私はこの6カ月の間でどう進行したのか、あるいは推進したのかというところも確認の意味でお聞きしたいと思います。どうか本町はそれらの環境が民間でもできているわけですから、それらについての一歩、二歩踏み込んで、行政の窓口になんかというような一体化とか協働化といいますか、本町全体のやっぱり行政というのは重いですから、責任と行政の運用が、ですから農協オンリーではなくて、民間に全てを任せるのではなくて、そういうような窓口を増設する、あるいは積極的にそれらをつくっていくという考えをしてもらいたいと思いますので、それらの考えについて、将来的とか近い将来という意味です。ぜひともお考えをいただいて、私の質問を終わります。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 確かに外国人が将来は入ってくると、それに対応しなければならないことはもう十分承知しております。先ほど言いましたとおり、それぞれの事業主等とも十分協議し、また勤務時間等もお互いに違うものですから、一堂に集めるとなると雇用主の方々と協議をしながら進めていかなければならないと思います。

いずれにいたしましても、一応そういう形でちょっと打診して、できるだけ行政もそういった意味で働いている事情等々も十分、働くとか実習生ですけれども、そういう形で会話なり交流を深めていきたいというふうに思っております。

以上です。

- 藤田議長 大崎議員。
- 6番大崎議員 終わります。
- 藤田議長 これで一般質問を終わります。
11時25分まで休憩いたします。

午前11時12分 休憩
午前11時25分 再開

- 藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 意見書案第2号

- 藤田議長 日程第7 意見書案第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番小笠原茂人議員。

- 2番小笠原議員 意見書案第2号。提出者、豊頃町議会議員小笠原茂人。賛成者、豊頃町議会議員石田貢、同大崎英樹、同杉野好行、同岩井明。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第3号

●藤田議長 日程第8 意見書案第3号2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 意見書案第3号。提出者、豊頃町議会議員小笠原茂人。賛成者、豊頃町議会議員石田貢、同人大崎英樹、同上杉野好行、同上岩井明。

2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災対

策の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっていることから、人材確保を進めるとともに、これに対応し得る地方財政の確立をめざす必要がある。

政府の「骨太2018」では「地方の一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は6兆7,072億円（前年比1.0パーセント増）となり過去最高水準となっている。

しかし、一般財源総額の増額分も、幼児教育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められる。

2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要である。そのため、政府に以下の事項の実現を求める。

記。

1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。

2、2020年度から施行される会計年度任用職員制度の構築・運用にあたっては、改正法の主旨である処遇改善を行うための財源が必要であり、その確保を確実にを行うこと。

3、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、幼児教育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実にを行うこと。

4、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。

5、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを行うこと。

6、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止に向け検討すること。

7、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国

税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を行うこと。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応をはかること。

8、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

9、2019年度の地方財政計画では依然として4兆円規模の財源不足が生じていることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

10、自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第4号

●藤田議長 日程第9 意見書案第4号2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番坂口尚示議員。

● 3番坂口議員 意見書案第4号。提出者、豊頃町議会議員坂口尚示。賛成者、豊頃町議会議員岩井明、同人大谷友則、同上石田貢。

2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、2018年の実質賃金も大半の月でマイナスとなっている。特に、年収200万円以下のワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも41.3万人と、給与所得者の24.7パーセントに達している。また、道内の全労働者の233万人の内、37万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にある。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

2010年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」と合意している。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を5年連続で表記している。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

については、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2019年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、「2020年までに全国平均1,000円を目指す」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」および「未来投資戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額980円）を下回らない水準に改善すること。

3、厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げをはかること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。
提出先、北海道労働局局長、北海道地方最低賃金審議会会長。
以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。
これから、意見書案第4号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第5号

●藤田議長 日程第10 意見書案第5号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 意見書案第5号。提出者、豊頃町議会議員小笠原茂人。賛成者、豊頃町議会議員石田貢、同上大崎英樹、同上杉野好行、同上岩井明。

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文

部科学省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」として、2019年度増員の要求を行った。しかし、8年間の教職員定数改善計画は実現されず、加配定数、義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増にとどまっている。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠である。そのためには、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直しとともに、基礎定数法改善による「第8次教職員定数改善計画」の策定や、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力・協働体制による「学校づくり」を具現化する必要がある。

2017年9月に厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子どもがいる世帯の7人に1人、ひとり親世帯の2人に1人の子どもが貧困状態である。また、2017年12月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で15.4パーセント、北海道においては全国で6番目に高い21.6パーセントが補助を受けている状況となっており、依然厳しい実態にある。

教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じている。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪や「高校授業料無償制度」への所得制限、さらには「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっている。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有し、その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要である。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要請する。

記。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とすること。また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。

2、「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかること。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

4、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充をはかること。

5、高校授業料無償制度への所得制限を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革）。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第6号

●藤田議長 日程第11 意見書案第6号介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番坂口尚示議員。

●3番坂口議員 意見書案第6号。提出者、豊頃町議会議員坂口尚示。賛成者、豊頃町議会議員岩井明、同上大谷友則、同上石田貢。

介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

介護従事者の処遇改善を求める意見書。

高齢者の生活を支える介護現場では、深刻な人手不足が進んでおり、必要なのに介護支援が受けられない等の事象が増え、「介護崩壊」という言葉も生まれている。

本年4月22日、全国労働組合総連合が発表した「介護労働実態調査報告」では、介護現場に勤務する労働者のうち20代の若者の比率は「施設10.9パーセント」「訪問1.0パーセント」、介護ヘルパーの平均年齢は58.7歳と高齢化が進んでいる。施設系事業では「1人夜勤」「16時間夜勤」など過酷な勤務により消耗し、訪問系の介護労働者は非正規雇用が圧倒的に多く、利用状況に大きく左右される不安定な収入が原因で「若い人から辞めていく」状況が続いている。調査回答では、多くの労働者が介護にやりがいを感じ「この仕事をやっていて良かった」と回答しているが、一方で賃金は全産業平均より8万円も低く「生活維持が困難」、「職場や利用者からのハラスメントについても相談できない」などの現実から「賃金が安く、仕事が辛過ぎるので辞めたい」と考えていることが明らかになっている。

国民世論や運動によって介護現場への関心が高まるなか処遇改善は徐々に進んでいるが、2019年10月より実施予定の「介護職員特定処遇改善加算」では、現場経験10年以上の職員に限った制度であり、数が限定されるうえ、若年層の介護労働者確保には繋がりにくく、人手不足の解消には直結しない。

超高齢化社会を迎えるにあたり、人材確保のため介護職員の処遇改善を行うには、採用時から一定の水準が確保できる介護報酬の大幅引き上げが必要である。

以上のことから、次の事項について要望する。

記。

1、介護従事者の賃金について、若年層からの底上げと全体的な引き上げを行うこと。

2、介護報酬の改善は、利用料負担を増やさず国費で賄うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員の派遣

- 藤田議長 日程第12 議員の派遣を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書を朗読させます。

中川事務局長。

- 中川事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、北海道町村議会議長会主催議員研修会。

目的、議会の活性化に資するため。

派遣期日、令和元年6月25日、火曜日から同月26日、水曜日。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、全議員。

2、新任議員研修会。

目的、議会運営の基本を学ぶため。

派遣期日、令和元年7月9日、火曜日から同月10日、水曜日。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、石田貢議員。

3、姉妹都市交流。

目的、姉妹都市との交流及び親善のため。

派遣期日、令和元年7月27日、土曜日から同月29日、月曜日。

派遣場所、福島県相馬市。

派遣議員、藤田博規議長、杉野好行議員、坂口尚示議員。

4、北海道町村議会議長会主催議会広報研修会。

目的、議会広報の編集技術の向上に資するため。

派遣期日、令和元年8月19日、月曜日から同月20日、火曜日。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、議会広報特別委員会委員、4人。

以上です。

●藤田議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●藤田議長 日程第13 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第14 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で終了することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもって、令和元年第2回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 0時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員